

第33回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年2月27日(木)
- 2 開催時間 午前9時56分開会 午前10時36分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 24名
 - 1番 工藤 美佐 2番 吉田 宏一 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫 5番 兒玉 康英 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅 8番 河瀬 勉 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸 11番 山口 善則 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之 14番 落合 憲和 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一 18番 増地 孝昇 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一 21番 廣瀬 貢弘 22番 石崎 一彦
 - 24番 森 有宏 25番 飯田 祐一 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 2名
 - 15番 窪田 さと子 23番 山本 裕慈
- 6 議事録署名委員
 - 17番 尾関 健一 18番 増地 孝昇
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰 農地課長 高間 裕一
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 清水 裕貴
 - 農地課主任補 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第33回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、24名です。
	議席番号15番 窪田委員、23番 山本委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が3件、議案が4件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、17番 尾関委員、18番 増地委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第3号につきましては、関連する内容の議案第4号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
尾関調査委員長	1月分の調査結果について、尾関調査委員長より報告をお願いします。
	24日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番47及び48の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、1月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、2月分の調査結果について、兒玉調査委員長より報告をお願いします。
兒玉調査委員長	12日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番49及び50の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番16の1件の合意解約について朗読・説明) 以上附番16の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番50、53、54の贈与による所有権移転3件、附番51、55、56の使用貸借3件、附番52の賃貸借1件、附番57の売買による所有権移転1件について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番50から57の8件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番52について、増地委員よりお願いいたします。
増 地 委 員		附番52について、意見申し上げます。借主は地域で営農を行っている認定農業者です。これまでも申請農地で耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないから全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。次に附番57について、辻委員よりお願いいたします。

辻 委 員	附番５７について意見を申し上げます。受入は地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えられます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第３号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)	農地法第５条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第３号、附番８及び９の砂利採取に係る一時転用２件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第５条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番８について、室崎委員よりお願いいたします。
室 崎 委 員	ご意見申し上げます。附番８でございます。事務局の説明のとおり、周辺農地、周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないと考えます。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に附番９について、岸塚委員よりお願いいたします。
岸 塚 委 員	それでは申し上げます。附番９です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第４号、１．一般分 (1)賃借権等の設定 附番５５から７６の２２件、(2)所有権移転 附番１の売買による所有権移転１件について、報告第３号の内容と合わせて、調査書に基づき朗読・説明)
事務局(清水主任)		(同、２．公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)の附番９及び１０の２件、(2)所有権移転(売渡)の附番１１の１件、(3)賃借権の設定の附番７の１件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。